

内閣総理大臣
安倍晋三 殿

地方法人課税に関する要望

現在都には、首都直下地震への備えや、我が国の経済活動を支えるインフラの整備・更新、急速に進む少子高齢化への対応などの直面する行政課題に着実に取り組むとともに、東京2020大会の成功に向けた準備など、日本の成長につながる施策を積極的に展開することが求められております。

このような膨大な財政需要を抱えているにも関わらず、これまで法人事業税の暫定措置や地方消費税の清算基準の見直しにより、都は本来都民のために活用すべき貴重な財源を国へ拠出してきました。

首都東京は、我が国の成長戦略を牽引し、日本全体の活力を底上げし、地方創生に寄与すべき重要な役割を担っております。

その目的達成のためには、東京の自主財源を維持・拡充していくことが不可欠であり、地方間の財源の水平調整では、日本全体の成長にはつながらないことは明らかであります。

国の「地方法人課税に関する検討会」においては、法人事業税（所得割・収入割）の一部を分離して新たな税（国税）を創設するという考え方が示されていますが、こうした措置は、地方分権の流れに逆行するものであり、地方税財源の拡充には繋がりません。

そもそも、地方法人課税は、受益と負担を一致させるという地方税原則に則り運用が図られるべきものであり、本来、地方交付税制度が担うべき財政力格差の是正という観点から、税制度の見直しが議論されることは適切ではないと考えます。

地方税制度の本旨にもとる見直しが行われれば、企業誘致の努力が報われなくなるなど、真の地方の活性化が遠のくばかりか、都税の巨額の減収により都民生活が大きく脅かされることが危惧されます。

こうした点を踏まえ、東京都の実情にご理解を賜り、都民にとっても真に理解・納得を得られる税制度となるよう、適切に取り図られたく、お願い申し上げます。

平成30年11月28日

自由民主党東京都支部連合
会 長 鴨 下 一 郎
会長代行 菅 原 一 秀
幹 事 長 高 島 直 樹
総務会長 萩生田 光 一
政調会長 井 上 信 治